

災害時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書

いの町（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する高知県立農業大学校の施設を地域住民等の緊急避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、甲に対し、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を災害発生時における緊急避難場所として使用することを許諾する。

名 称	高知県立農業大学校グラウンド	高知県立農業大学校駐車場
所 在 地	いの町波川232	いの町波川234
構 造 等	アスファルト舗装	アスファルト舗装
使用面積	5,274 m ²	725 m ²
想定収容人数	約 3,500 人	約 480 人
対象となる 災害種別	地震	洪水、内水氾濫

2 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な災害が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲及び乙が緊急避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

2 甲は、使用開始時と使用終了時には乙に連絡する。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、対象施設を緊急避難場所以外の目的に使用しないものとする。

2 甲は、地域住民に対し、予め、対象施設が災害発生時に限定された緊急避難場所であることを周知するものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を甲の費用で原状回復（洪水等の災害により損傷した部分を除く。）しなければならない。この場合において、地域住民等が

避難をしたことによって対象施設に損傷を与えた箇所がある場合には、その回復に要する費用も甲が負担する。原状回復及び費用負担の方法、その他については、原状回復に先立ち甲乙で協議して定めるものとする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、甲の要請に基づき現状の対象施設を提供するものであり、対象施設が災害発生時における緊急避難場所として適切であること、及び対象設備が緊急避難場所として必要な機能を有していることを保証するものではない。

2 乙は、甲又は地域住民等に対する関係で、対象設備の整備、維持管理について、一切の義務を負わない。

3 対象施設が緊急避難場所として使用中の期間においては、対象施設を含む敷地建物において発生した事故等により地域住民等に生じた損害について、乙は一切の責任を負わず、地域住民等が乙に対しその損害の賠償を求めた場合は、甲の費用と責任において対処し、乙に一切の負担をかけないものとする。

(緊急避難場所の公開)

第7条 甲は、対象施設を緊急避難場所として指定したときは、甲が策定する地域防災計画へ掲載し、甲のホームページ等を用いて町民に対して周知するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 高知県吾川郡いの町1700番地1
いの町長

乙 高知県
協定担当者 高知県知事